

合併後の健全化判断比率について

健全化判断比率については、平成20年度決算に基づき、旧上湧別町及び旧湧別町においてそれぞれ報告しましたが、法の規定に基づき、合併による両町の合算した比率を報告します。

なお、算定の結果、いずれの比率についても基準を下回っています。

比率名	合併後の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		14.67%	20.0%
連結実質赤字比率		19.67%	30.0%
実質公債費比率	16.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	9.6%	350.0%	

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であるため「-」と表示されます。

【参考】平成20年度決算に基づく旧団体別の健全化判断比率

比率名	旧上湧別町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		15.00%	20.0%
連結実質赤字比率		20.00%	30.0%
実質公債費比率	15.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	6.6%	350.0%	

比率名	旧湧別町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		15.00%	20.0%
連結実質赤字比率		20.00%	30.0%
実質公債費比率	17.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	12.2%	350.0%	

合併後の公営企業に係る「資金不足比率」は、法による報告の対象外となりますが、旧上湧別町、旧湧別町とも資金不足は発生していません。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模()に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

() 標準財政規模

自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模。